

令和8年度

印西靈園申請案内  
(合葬式墓地(納骨堂))  
公 募

印西地区環境整備事業組合

# 目次

§はじめに .....	1
1. 申請資格 .....	2
2. 公募申込の受付 .....	2
3. 公募申込の取下げ .....	3
4. 抽選 .....	3
5. 選考結果の通知 .....	4
6. よくある質問とその回答について .....	5

## 別添資料

### 各種様式

- ◇印西霊園合葬式墓地公募申込書
- ◇委任状
- ◇印西霊園合葬式墓地公募申込書取下げ届

## §はじめに

「印西霊園」は、印西市と白井市を関係市とする「印西地区環境整備事業組合」が設置及び管理する公営霊園です。当霊園の運営は、「印西地区環境整備事業組合霊園の設置及び管理に関する条例」（以下「条例」という。）及び「同条例施行規則」に基づき行っておりますので、合葬式墓地使用許可申請・各種手続き及びご利用にあたりましては、本書・別冊「印西霊園利用案内（合葬式墓地）」及び条例等をよくお読みになり、ご理解のうえ申請していただくようお願いいたします。

合葬式墓地とは、納骨堂と合祀墓の2種類の施設のことを指します。

のうこつどう

**納骨堂**：骨壺に納められた焼骨を骨壺の状態で一定期間（10年～30年間）収蔵する施設

ごうしぼ

**合祀墓**：骨壺から納骨袋へ移し替え、複数人の焼骨と共に土中カロートに永久埋蔵する施設（カロートは底面も含めコンクリートで覆われているため、焼骨は土に触れずに埋蔵されます。承継者の有無に関係なく使用できます。）

合葬式墓地の申請区分は、通常合葬及び直接合葬の2種類の収蔵又は埋蔵方法があります。

今回公募するのは通常合葬です。



**通常合葬**：納骨堂に焼骨を骨壺の状態で一定期間（10年～30年間）収蔵した後、合祀墓へ複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵すること

**直接合葬**：納骨堂での収蔵を経ず、合祀墓へ複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵すること

※条例等は、組合ホームページにてご確認ください。

## 1. 申請資格

次のすべての資格を満たす必要があります。

申請区分		申請資格
(納骨堂↓合祀墓へ埋蔵) 通常合葬	焼骨所持 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該焼骨がこれまでに墓地に埋蔵し、又は納骨堂に収蔵したことがない焼骨であること。</li> <li>・申請時点において、印西市及び白井市に1年以上居住し、住民基本台帳に記載のある者。</li> <li>・既に同一世帯で印西霊園の墓所使用許可を受けていない者。</li> <li>・埋蔵する焼骨が分骨でないこと。</li> <li>・当該焼骨の祭祀をつかさどる者。(※)</li> </ul>
	生前申込 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請時点において、印西市及び白井市に1年以上居住し、住民基本台帳に記載のある者。</li> <li>・既に同一世帯で印西霊園の墓所使用許可を受けていない者。</li> <li>・申請時点において、申請される者の年齢が65歳以上である者。</li> <li>・自己の利用を目的とする者。</li> </ul>

※当該焼骨の祭祀をつかさどる者とは

- ①配偶者（妻又は夫）
- ②血族3親等以内（父母、祖父母、子、孫、曾祖父母、曾孫、兄弟姉妹、叔父（伯父）、叔母（伯母）、甥、姪）
- ③姻族2親等以内（父母、子、兄弟姉妹、孫）
- ④養父、養母、養子

## 2. 公募申込の受付

### ① 受付期間・時間

令和8年7月1日（水）から令和8年8月31日（月）までの午前9時から午後4時に印西霊園管理事務所まで提出書類を持参してください。

◎土・日・祝日は受付できません。

### ② 募集区分・体数

#### 70体程度

◎焼骨を所持し、当該焼骨を埋蔵する墓地がない方を優先します。

◎生前申込の場合は、事前に収蔵手続きをする者の選任が必要です。

◎公募申込は1焼骨につき1人とします。

### ③ 使用料

区分		単位	金額（税込）
通常合葬使用料		1体	103,400円
内 訳	納骨堂使用料	1体	70,400円
	合祀墓使用料	1体	33,000円
納骨堂延長使用料（10年）		1体	70,400円

- ◎ 既納の使用料は、還付できません。
- ◎ 納骨堂内に収蔵する際の容器は基準容器とする。
- ◎ 基準容器とは、幅・奥行きが22cm、高さ27cmの不朽性の骨壺とします。
- ◎ 1人分の焼骨を複数の骨壺に分けて収蔵することはできません。
- ◎ 納骨堂の使用期間を更新（延長）する場合は、延長使用料を納付してください。
- ◎ 通常合葬使用料のうち、納骨堂使用料及び納骨堂延長使用料の額には、消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含みます。

### ④ 提出書類

- 印西霊園合葬式墓地公募申込書、結果通知返信用封筒（切手貼付）  
長形3号封筒にあなたのお名前、郵便番号、住所を記入し、110円切手を貼付して提出してください。

### ⑤ 提出先

- 印西霊園管理事務所まで持参してください。
- ◎郵送による受付はいたしません。

## 3. 公募申込の取下げ

公募申込の取下げ（キャンセル）をする場合は、「印西霊園合葬式墓地公募申込書取下げ届」を提出してください。

取下げした場合、申込時に提出した提出書類は返却いたしません。管理事務所職員により責任をもって破棄いたします。

## 4. 抽選

申込多数の場合は、公開抽選を行います。抽選には申込者本人のみ立ち会うことができます。

抽選の有無については、ホームページよりご確認ください。

抽 選 日：令和8年9月15日（火） 午前10時から

抽選場所：平岡自然の家 印西市平岡1554番地

◎繰り上げ当選並びに補欠者等は、選定しません。

◎公開抽選への立会の有無は抽選結果に影響しません。

## 5. 選考結果の通知

令和8年9月下旬に、郵送にて選考結果を通知します。

◎抽選により落選された方や申請をしない方の申請書類は返却いたしません。管理事務所職員により責任をもって破棄いたします。

## 6. よくある質問とその回答について

1	質問	自己の利用と焼骨1体分を申込することはできますか。
	回答	申込は1焼骨につき1人とさせていただきますので、自己の利用と焼骨1体を申し込むことは可能です。

2	質問	夫婦で生前申込をした場合、抽選の結果はどうなりますか。片方だけ当選・落選となることはありますか。
	回答	1焼骨1申込として1口ずつ扱うため、夫婦で申込む場合はそれぞれ別の抽選番号になります。その結果、片方だけが当選してもう片方が落選するケースは生じ得ます。

3	質問	郵送での申込はなぜ受け付けないのですか。
	回答	抽選番号の発行と確認事項の説明を申込時に同時に行う必要があるため、郵送受付は行っていません。

4	質問	募集は年何回を予定していますか。
	回答	令和8年度は年1回の募集を予定しています。

5	質問	生前で公募申込をした後、許可証が交付される前に申込者が亡くなった場合、申込者の焼骨を受け入れてもらうことはできますか。
	回答	許可証が交付されていない時点では焼骨を受け入れることはできません。公募申込みが生前であっても、許可証の交付前の受入れは認められません。

6	質問	生前枠を自分が申込み許可を得ていますが、配偶者が先に亡くなってしまった場合、自分の代わりに収蔵または埋蔵することはできますか。
	回答	生前枠は申請者本人の利用を前提としているため、配偶者をはじめとする第三者が代わって使用することはできません。

7	質問	合葬式墓地に収蔵または埋蔵した焼骨を返還してもらうことはできますか。
	回答	原則として、合葬式墓地に埋蔵された焼骨は返還できません。ただし、納骨堂に収蔵されている間に限り、返還を求める申出を受け付けます。

8	質問	印西霊園（条例第28条（特例申請））以外の墓地から改葬し、合葬式墓地へ収蔵または埋蔵することはできますか。
	回答	通常合葬は、これまでに墓地に埋蔵し、又は納骨堂に収蔵した焼骨の収蔵はできません。 直接合葬は、他の墓地から改葬した焼骨の埋蔵は可能です。

9	質問	焼骨の収蔵または埋蔵の際に、立ち会うことはできますか。
	回答	納骨堂の収蔵及び合祀墓へ埋蔵する際には立ち会うことはできません。

10	質問	代理人により、申込・申請をすることは可能ですか。
	回答	可能です。 ただし、同一世帯の親族以外の方は、申請者が自署した委任状を持参する必要があります。

各種申請・届出様式



第 1 9 号様式(第 2 4 条第 1 項)

印西霊園合葬式墓地公募申込書

年 月 日

印西地区環境整備事業組合

管理者 様

住所

氏名

電話番号 ( )

(携帯)

合葬式墓地の公募の申込みをしたいので、印西地区環境整備事業組合  
霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第 2 4 条第 1 項の規定によ  
り、次のとおり提出します。

区 分		通常合葬 ・ 直接合葬
申 込 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	

注 ※印の欄は、記入しないでください。

※抽選番号	番
-------	---



(表)  
委任状

(代理人) ※頼まれる人・窓口に来る人

住所 : \_\_\_\_\_

氏名 : \_\_\_\_\_

電話 : \_\_\_\_\_

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

・裏面 ( ) 番に関する件を委任します。

・ \_\_\_\_\_

・ \_\_\_\_\_

作成日 :       年    月    日

(使用者本人) ※頼む人

許可番号 第           号

住所 : \_\_\_\_\_

氏名 : \_\_\_\_\_

電話 : \_\_\_\_\_

- ※ 委任状は使用者本人 (※頼む人) が全て記入 (自署) してください。
- ※ 使用許可承継承認申請の場合、「使用者本人」欄は「承継しようとする者」となります。
- ※ 公募申込、使用許可申請の場合は「使用者本人」欄は、「申込者又は申請者」となります。
- ※ この委任状の有効期限は作成日から3カ月となります。

手続の際、窓口で代理人の本人確認を行っています。運転免許証、マイナンバーカード、健康保険料などを必ずご持参ください。

印西地区環境整備事業組合 管理者 様

(裏)

## 委任事項

1. 〔公募申込書・使用許可申請書〕の提出及び許可証の受領  
※第1号、第3号、第19号、第21号様式
2. 墓碑設置工事〔開始・完了〕届の提出  
※第5号、第6号様式
3. 〔埋蔵・改葬届〕の提出  
※第7号、第23号様式
4. 使用期間更新承認申請書の提出  
※第8号様式
5. 〔墓所返還届・合葬式墓地焼骨返還申出書・合葬式墓地返還届〕の提出  
※第10号、第26号、第27号様式
6. 使用許可承継承認申請書の提出及び許可証の受領  
※第11号、第28号様式
7. 管理料減額・免除申請書の提出  
※第14号様式
8. 使用料還付請求書の提出  
※第16号、第31号様式
9. 使用許可証再交付申請書の提出及び許可証の受領  
※第17号、第32号様式
10. 使用許可証記載事項変更届の提出及び許可証の受領  
※第18号、第33号様式
11. 使用期間延長承認申請書の提出  
※第24号様式
12. 〔埋蔵証明・受入証明〕交付申請書の提出及び証明書の受領
13. 管理者登録申請書の提出

印西霊園合葬式墓地公募申込書取下げ届

印西地区環境整備事業組合

管理者 様

(私(申込者) )は、 年 月 日付けで公募申込  
しました印西霊園合葬式墓地公募申込書を取下げします。

なお、取下げに関し印西霊園に対して今後一切の異議申し立てを致しません。

記

霊園名称 印西霊園

年 月 日

(申込者)

住所

氏名

※住所・氏名については、申込者において自署してください。



## 印西霊園案内図



- JR成田線 小林駅からタクシー 5分
- 北総線 印西牧の原駅からタクシー 10分
- 印西市営ふれあいバス 平岡自然公園（印西斎場）下車 徒歩3分

## お問い合わせ先

### 印西霊園管理事務所

所在地：〒270-1324 千葉県印西市平岡1524番地1

電話番号：0476-42-0095

開園時間：午前9時から午後5時まで（1月1日から1月3日を除く毎日）

※ただし、土日祝日及び年末年始は霊園に関する各種手続き業務（申請・届出・納付等）は行っておりません。

※申込期間中は、問合せが多くなり、電話がつながりにくい場合がありますが、ご了承ください。

